

接続料の算定に関する研究会（第22回）議事録

1. 日時 令和元年5月31日（金） 17:01～19:11

2. 場所 総務省10階 総務省第一会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、8名)

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 関田 賢太郎 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 企画グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長

老野 隆 渉外本部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

大嶋 光一 政策副委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

小畑 至弘 常任理事

NGN I P o E 協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) NGNのISP接続（PPPoE等）について
- (2) 接続に関する情報の取扱い及び事業者間協議について
- (3) 県間通信用設備との接続について
- (4) 加入光ファイバ等との接続について（一部非公開）

【辻座長】 それでは、本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第22回会合を開催したいと思います。本日の議事進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料につきまして確認をお願いしたいと思います。事務局よりご確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日もよろしくお願いいたします。皆様方のお手元には座席表、議事次第に加え、資料22-1から22-8まで8種類をお配りしております。また、議事次第には掲載しておりませんが、議論のご参考になる可能性があるかと思い、参考資料を3種類ほどつけております。いずれもこの研究会で使われたことのある資料の抜粋などです。参考22-1は、情報開示の仕組みについて、参考22-2は、県間通信用設備の過去使った資料、それから最後の参考22-3は、光ファイバの耐用年数に関する第1次報告書の関係部分の抜粋ということになっております。以上、もしご不足などがありましたら事務局までお申し付けいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。

では、資料はご確認よろしいでしょうか。

さて、本日の議題でございますが、(1) NGNのPPPoE等のISP接続について、(2) 接続に関する情報の取扱い及び事業者間協議について、(3) 県間通信用設備との接続について、(4) 加入光ファイバ等との接続について、この4項目につきまして、事務局あるいは事業者、団体から説明を受けるとともに、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

最後の加入光ファイバ等との接続については補足議事を設けることとしておりますが、これについては、公開することに対して事業者の正当な利益もしくは事業者以外の個人の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるため、開催要綱に基づき構成員、ヒアリング対象事業者及び総務省限りでの議事進行といたします。また、その関係資料につきましても、開催要綱に基づき非公開とすべきもの以外については公表といたします。

それでは、議事を開始いたします。まずNGNのPPPoE等のISP接続につきまして、構成員から質問に対する回答を含め、NTT東日本・西日本から10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それでは、NTT東日本・西日本よりご説明をお願いいたします。

【NTT西日本】 NTT西日本の田中でございます。お疲れさまです。どうぞよろしくをお願いします。

前々回、第20回に、私どもがプレゼンした内容について、佐藤先生からご質問をいただいております。網終端装置における事業者ごと、都道府県ごとに加えて、トラフィック・セッション、さらには台数、それらの増減を教えていただけないかという質問への回答になります。弊社も、今までの網終端装置の混雑状況、その傾向について、ISPごと、エリアごとの帯域使用率の変化という形でお示しさせていただいたところですが、今回、先生からのご要望に関しては、その元データに近いところもあり、ISP事業者の経営情報に当たるのではないかと考えておりました、この場でご提示することも含めて情報の取扱いについては、ISP事業者にご意向を確認させていただきたいと思っております。今回そこまでは間に合わなかったのですが、引き続きISP事業者にご相談させていただき、ご了解いただいたISP事業者のデータについて改めてご回答をさせていただくということで対応させていただければと思っております、そのプロセスを踏むお時間をいただければと思っております。

その上で、本研究会でも議論をさせてもらっています、トラフィックの増加への対応策について、引き続き網終端装置の使用率の改善に取り組んでいくということに加え、今回地域事業者向けの新たなメニューの提供の検討、さらには中堅・大手の事業者の様々な意見を踏まえた検討を進めていくということ、この場で報告させていただきたいと思っておりますし、現在の新たな取組みの検討状況については、2枚目以降でご説明させていただきたいと思っております。

また、ネットワーク中立性に関する研究会等でもインターネットのトラフィックの見える化が議論されておりますので、ユーザー品質の実態の把握、さらには網終端装置の数値をどう見ていくかということも含めて、ボトルネック箇所がどこにあるのか、さらにはトラフィック増加への対策の可視化も含め、ネットワーク全体で解決していくということも関係事業者の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、引き続き、第2パラグラフで言いました新たな取組み、いろいろな取組みの検討状況ということでご説明させていただきます。

【NTT東日本】 引き続きましてNTT東日本の真下でございます。

ページをめくっていただきまして、まず表題、第22回の研究会と書いてございますが、

もう一枚めくっていただきまして、今後のトラフィック増における当社の取組みについてお話ししたいと思います。

4月24日にも、地域事業者と中堅事業者、それから大手事業者に3区分にして、トラフィックの状況や混雑状況をお示ししたかと思えます。その最後のまとめの紙に記載していたのですが、1枚目の1ポツ目にほとんど同じ内容を記載しています。当社といたしましては、インターネットトラフィックが増加する中、これまでも接続事業者が自由に増設できるD型の提供、さらには増設基準セッション数の緩和、これは一律2割引き下げいたしました。これらを通じて、ISP事業者による品質改善に取り組んできたところですが、前回も申し上げましたが、全国事業者には十分に改善の状況が見られたが、一部のISP事業者からは、必ずしも網終端装置の増設をお申込みいただけていないという状況もあって、引き続き連携を図りながら考えていきたいというお話をさせていただいたところです。

今日はそれに対する答えと言いますか、方向感をご提示しようというものが、こちらの1枚目の2ポツ目でございます。今後もインターネットトラフィックの増大が見込まれることから、これまで実施したことに加え、3つ記載しました。まず、地域事業者向けに新たな網終端装置のメニューを提供しようと考えています。次のページにもう少し細かいご説明を付けております。

それからISP事業者向けにトラフィックの見える化、弊社の網終端装置の部分に限るのですが、以前から実はISP事業者にもご確認いただけるというお話をしまして、1時間単位とか5分単位といったお話も少し出たかと思えますが、その点について、改善の状況についてご説明したいと思っています。

3つ目、ISP事業者、JAIPAにおいても様々な会合を開催されていて、この間私も参加したのですが、さらなる大容量の網終端装置の提供という具体的なお要望を、様々な会合の場でいただいております。こちらはまだ、本当にどのような形態がよいのかという点をもう少し議論を進める必要があることから、本日は詳しい資料は付けておりませんが前向きに検討を進めていきたいということです。これら新たな3つの柱として、今後、対応を進めるということについて今日申し上げたいと思っています。

下の取組状況の線表は、今申し上げた点を時系列に記載しています。D型を提供し、さらに昨年6月には増設基準を緩和しました。もちろん説明会も実施し状況報告もしておりますが、ある程度効果が出た部分もありましたが、一部の事業者に使っていただけなかったことを考えれば、3手目と言いますか、そういったことも考えているというのが今回の

お話になります。

1枚めくって2ページ目に進みたいと思います。地域事業者向けの新たなメニューの提供について。上の箱について今回丁寧に書いてみましたので、そのまま読ませていただきたいと思いますのですが、地域事業者においては、ICTの普及を促進する観点から非常に地域の活性化に取り組まれていると思っております。こういったニーズにお応えするという観点から、私どもは伸び続けるトラフィックに柔軟に対応が可能で、かつ利用しやすい思い切った接続メニューを出すということを考えています。下の表の説明をいたしますが、弊社としてはこのような取組みを通じ、IPoEと柔軟に組み合わせることで全ての区分、ある程度増設ができる大手・中堅事業者だけでなく、地域事業者の方々も含め、トラフィック増への対応が可能となるものをそろえるという観点から、今回地域事業者向けの新たなメニューをご提案させていただいております。

この増設の考え方は、NTEで言いますと30台、ここに1つの線を引きます。30台以下の地域、主にこれは地域の事業者がメインになると思います。こちらについては、今は右側にある6,300というのが、通常のC型と言われるものの増設基準セッションなのですが、思い切って300セッションであれば、増設が可能ということです。逆に30台までに限るのですが、こういった思い切ったメニューを出すことにいたしました。NTT東日本・西日本は、別々の会社でございますので、それぞれに30台ずつということになります。こちらにつきましては、この場でお話をさせていただいた上で、JAIPA、その他ISP事業者からよい感触をいただければ、できるだけ早く提供に向けた手続きに入りたいと考えております。接続メニューを出すということになりますと、おそらく認可申請も必要になると思いますが、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

右側の増設基準のイメージが、今、口頭で申し上げたことを簡単にポンチ絵にしたのがこちらでして、利用台数が30台までであれば増設基準は300セッションまでで、300セッションを超えればすぐに増設が可能だというメニューでございます。30台を超えますと通常に戻り、6,300セッション、通常の姿に戻るといった形で考えています。かなり特別なメニューと考えていただければ、ご理解をいただけるかと思っております。

それからもう一つの柱として、3ページに進みたいと思いますが、ISP事業者向けに網終端装置のトラフィックの見える化を進めていくということです。現在も実は提供中で、トラフィックレポートシステム、私どもTRSと略称で言っていますが、このシステムを使い、今までにこの場でもお示しした、構成員限りでお示しした資料も多分でございますが、

それらの資料は全てこちらのシステムから取ったものをうまく活用してまいりました。増設判断を行うときに必要なものなのですが、資料にも記載していますが、1時間ごとにデータを提示する仕組みでございました。これはかなり昔に作ったシステムで、5分ごとで測定しなければいけないような時代に作ったものではなく、1時間単位となっています。今回の研究会での議論を踏まえると、5分単位にきちんと測定していかないと、例えば最繁忙と呼ばれる22時～23時の時間帯だったとしても、最初の5分、中間の30分ぐらいのころ、最後の55分ぐらいのころでは、確かに変動があまりないように見えるため、今後を考えると、スペックを上げておくべきということで、5分単位に測定できるよう開発することを考えています。

今はNTT東日本・西日本で経緯も提供時期も異なるので、同じシステムではなかったのですが、次期システムの具体的な提供機能として、NTT東日本・西日本もトラヒックの取得単位を5分に短縮化して、同様の画面様式も整えながら、ウェブアクセスみたいなもので、ISP事業者にも使いやすいものを作ろうと思っております。やはりシステム改修には時間がかかるので、現時点ではNTT東日本で2019年度の末を予定しており、西日本だともう少し時間がかかってしまうのですが、いろいろなところから早く利用したいというお声もいただいておりますので、少しでも前倒しできるよう検討もしておりますが、この場ではお約束できないのでこのような書き方をしております。何とかもう一步踏み込んだ検討をしているところです。

繰り返しになりますが、前回お示しした中で、さらなる施策と言いますか取組をやっていききたいということの予告を前回いたしましたでしたが、今回は、今考えているものを全てお示しいたしました。実際にこの先進めようと思うと、JAIPA、それからISP事業者と具体的な話を進めた上でやったほうがよいかと思っており、この場で前向きなご意見をいただけたら、各種手続、実際には認可申請を行い、その後、事業者説明会等の場にて、こちらより前向きに各種情報をお渡しすることで、このような場で皆様にご心配をかけることがないように取り組んでいきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

新しい取組として3点挙げていただきましたが、これまでのここでの議論を行った上方向性を出していただいたことに対して非常に感謝したいと思います。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問のある構成員の方から、挙手の上、

ご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。

【佐藤構成員】 それでは。

【辻座長】 どうぞ、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 新しい提案をしていただいて、私も今日初めて見ているので、どれほど効果が出るか、あるいはどれほど頑張っていたか、今すぐは判断ができませんが、とりあえず今日お話を伺うと、いろいろ議論を何回も重ね、今回は具体的に改善できるような提案を出していただいたということで、評価、期待して見守りたいなと思います。

もう一つは、やはり本当の問題はというと、日本のブロードバンド、光通信速度が遅いと言われており、問題となっています。これを何とか解決するということが大事なので、企業それぞれいろいろな利害があるでしょうが、JAIPAとNTT東日本・西日本も利用者の問題を解決するというので、ぜひ歩み寄って問題に取り組、結果を出していただきたいと思います。

また、結果を出す、効果を見るときに、やはり数字で見るということも大事だと思っていて、それで今までいろいろとNTTに情報提供お願いしています。数字で見て、例えば今度こういう新しい増設基準に変えました。そこで半年たってみたら、これだけの効果が出ましたとか、あるいは先ほど全体と言われていて、実はほかの要因で混雑が生じていることがわかりましたとか。そういう事実をきちんと検証することで、どういう政策が有効であるか、より効果的な政策議論できると思います。そういう意味でもいくつかのデータを出していただけるということで、NTTは全面否定せずに何とか協力して頂けそうなので、努力していただきたいと思います。

一番初めの私の質問への回答で、こういった情報は出せるが、事業者ごとまでは出せませんよとか述べています。こういう情報は個別には出せないが、こういう丸めた数字であれば効果が見られますよとか、個別の情報は出せないということで全面否定せずに、要求していることが別の形でかなうのであれば、そういう数字の出し方等も提案いただければよろしいと思うので、前向きに議論を続けさせてもらえればと思います。

セッション数とトラフィックについては、やはり疑問があります。セッション数が人数などに依拠するとすると、人口・顧客数がそんなに増えない中で、セッション数は伸びず、トラフィックは大幅に伸びている。そうするとどうしても混雑が起こる。グラフで過去の傾向を見たいのですが、増設基準においてセッション数の閾値を変えるだけじゃなくて、問

題を解決するためにはもっと本質的な考え方を入れないと、混雑というのが長期的に継続的に起こることが想定されるので、この辺は数字を見ながら、今回は少し改善されたけれども、このことで長期的に利用者により結果がお知らせできるようなことになるかどうかまだわかっていないので、引き続きお互い努力をさせていただければと思います。

【辻座長】 ほか、どなたかご意見ございますか。

【相田座長代理】 6,300セッションを300セッションにするというので、これは清水の舞台じゃないけれども、すごく頑張っていたなと思う一方で、これは、ISP事業者が各県で持っていらっしゃる台数、全部合わせて30台までということですよ。

【NTT東日本】 そうです。

【相田座長代理】 そうするとやはり、じゃあ実際どこを增強したらよいかとということ、ここで今4,000セッション行っている、ここは3,000セッションだというときに、じゃあどっちに何台增強するというのが、なかなか、特にそういう中小のISP事業者は悩まれるのではないかと思うので、そのところのコンサルティングというんでしょうかね、何かシミュレーターみたいなものでもって、こっちを増やしたらこれぐらい空きますよとか、何かいろいろそこら辺、実際にどこを増やしたらよいかという相談に上手に乗ってあげていただけるとよいかと思います。今もありましたが、せっかくこういうことを工夫したので、これをISP事業者にとっても実際に喜んで使ってもらえるようなサポートをぜひお願いしたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

1点、この30台以下のISP事業者というのは、数は大体どのくらいあって、どのくらいのISP事業者がこの恩恵を受けられるような感じでしょうか。

【NTT東日本】 30台との考え方は、対象となるべき方々の多くが対象外になっては意味がないので、実際にISP事業者のNTEの台数を見て、実際に前回お示しした地域事業者、中堅、それから大手と3つ分けたとき、30台まで上げると地域事業者の方が全て入りカバーができる基準というところから、そのように線引きしました。ある意味でこれは、明確に地域事業者の方々が手が届くものを狙った条件ということです。

【辻座長】 いろいろご配慮ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

【西村（真）構成員】 いろいろ見える化していただいて分かりやすくなるということ

で、そのあたり大変期待しておりますし、ISP事業者それぞれの経済的事情があると思いますが、最低限のサービス品質をしっかりと満たした上でいろいろ経営判断されるというのが筋だと思いますので、その点はNTT東日本・西日本含めてウォッチしていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

それでは。

【西村（暢）構成員】 ご説明ありがとうございました。非常に将来性のある言及、記述を確認して、これを使っていただくことで、より今後のトラフィック増に対する対応が、光が見えてきたのかなと思っています。今後、おそらく具体的に個別のISP事業者等との交渉あるいは話し合いというのが始まろうかと思っています。相互の情報の取扱いも含めまして、ぜひ丁寧な、そして結果が分かるような形でフォローをしていただければという期待を寄せておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

それでは、質問がございますオブザーバーの方は、挙手の上、お願いしたいと思います。

それでは、JAIPAの立石様、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

このたびC型の30台300セッション、先ほど清水の舞台というお話もありましたが、現状でまずこれだけあれば、今すぐは大丈夫だなというイメージを出していただきましたことについて、我々としても評価をさせていただきたいなということでございます。ありがとうございました。

いくつか質問と言いますか、私も今、何となくの想定ですが、おそらくこの後でいずれ、現状のC型のどれから移行したいとか、そういう話が出てきそうな気がするのです。それこそトラフィックを見ながらにはなると思うのですが、その辺は何か今、想定されているのであれば教えていただきたいと思っています。

【NTT東日本】 前にD型というのも出しましたし、この間D型からC-X型へのときも、移行のときにどうすればよいかという話もございました。それらも意識しながら、特別に今回こういったことをやろうということであり、その目的から逸脱しないよう意識しながら考えてまいります。逆にJAIPA、それからISP事業者のお声もお聞かせいただきながら、結果的にご心配かけないような形で進めたいと思っています。今日お話

しできるのはここまでとなりますので、ご容赦ください。

【日本インターネットプロバイダー協会】 すみません、そのような意図でお尋ねしたわけではありませんので、ありがとうございました。

それともう1点、トラヒックの明瞭化についても5分ごとに合わせていただけるということで、非常に我々としてもありがたいと思います。その上で、システムについては当然というか多分、まだこれも決まっていないのでこれからだとは思いますが、次期システムもぜひCSVでデータをご提供いただけたらありがたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、KDDI。

【KDDI】 NTT東日本・西日本に内容の確認ですが、さらなる大容量の網終端装置というのは、今の上部側が1ギガになっているものを例えば10ギガとか、そういう大きいものを作るという意味なのかどうかという点。あと、30台のところ、例えば31台目を増設したいときは、既存の30台について、そこは300セッション以上全部あれば次の31台が増設できるのか、それとも既存の30台については、平均して6,300セッションまで上げないと次の31台が増設できないのかというところについてはどちらになりますでしょうか。

【NTT東日本】 すみません、大容量のほうは、実際にJAIPAの会合でもいろいろご意見いただいております、1ギガではやはり多少不足しているようで、プラスアルファの容量といったお話もいただいております。それを意識して記載しているということをご理解ください。

それから、今回の30台までで300セッションは、これはここで線引きしているので、これを超えると原則に戻ると考えているのですが、その具体的なところは、もう少し詰めさせていただいて、認可申請までにはきちんと整理していきたいと思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、どなたかございませんでしょうか。

それでは認可申請に向けて、詳細はいろいろご検討をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、接続に関する情報の取扱い及び事業者間協議についての議題に移りたいと思います。まず事務局から10分程度ご説明いただき、その後、JAIPAより

10分程度の説明をいただいた上で、質疑応答をまとめて行いたいと思います。

それでは、まず事務局からお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、資料22-2、接続に関する情報の取扱いについて（方向性たたき台）という資料をご用意しておりますので、これに基づいてご説明をいたします。

おめくりいただきまして、右上の四角のページで1ページ目からですが、本資料の目的ということで、この接続に関する情報の取扱い、これまでNDA、秘密保持協定ないし守秘義務の関係の検討を行っていただき、いろいろなご意見をいただいていたと思っておりますが、そうした接続に関する情報の開示や公開の在り方につきましては、繰り返しご意見をいただいていたか検討しましたが、この資料はそうした検討状況を整理し、一定の方向性のたたき台をお示ししようというものでございます。

その下に表がついておりまして、主には第2次報告書案に係る意見募集の後にいただいた主なご意見を羅列しております。2年前の第1次報告書の時点から多少、特に増設基準の関係では公平性・透明性の観点が挙げられていましたが、主に議論が始まったのは第2次報告書以降かなと思っております。

この中でJAIPAからは、NDA対象となる情報の範囲や取扱いについては透明性・公平性を確保できるようにとか、あるいはNDAによって接続事業者側が交渉上不利にならないようにすべきなどのご意見をいただきながら進めてきたというところでございます。

逐一ご紹介はいたしません、次のページに行ってくださいまして、2ページ目ですが、後に佐藤先生から、じゃあ具体的にNDAの対象外とすべき情報は何でしょうかというご質問をいただいていたと思います。JAIPAからご回答があったのは、ISP接続事業者が共通で認識するような情報は対象外とすべきであり、個別のISPに関する設定情報等は、さすがにそこまでではと。あと、セキュリティに直接関わるような情報、これも別にNDA対象外とまでは言わないというようなご意見であったとおさらいをしたいと思います。

次のページに行ってくださいまして、四角の3ですが、これは第1次報告書のときの記載で、一番下の最後の段落が重要だと思います。網終端装置の増設に限った話題になっていますが、その当時から、いずれにせよISP事業者と団体交渉を含めて十分協議できるようにするとともに公平性や透明性を確保することが必要である、というような記載をしていたと思っております。

次のページに行ってくださいまして、四角の4ですが、JAIPAから発表いただいたご意見を、より丁寧に掲載しておりますが、やはり真ん中の考え方、7番のあたりに書いてありますが、オープンな議論が前提であるとか、その下、9番に書いてありますが、NDA対象となる情報の範囲は必要最低限にされるべきであるとか、主にそういった内容のご意見をいただいていたと思っております。

続きまして、5ページ目ですが、こちらは、これは佐藤先生からのご質問に対してNTT東日本・西日本にご回答をいただいたというのですが、この接続に関する情報は、どのような取扱方法で開示や公表という区分になっているのかということで、大体3種類ぐらい区分があるのではないかとご回答いただ。一番上は個別開示ということで、個別の事業者ごとの開示になっているもの。それから真ん中は、接続事業者は限定開示と書いてありますが、接続事業者、より丁寧に言うとNDAの対象になっている事業者であれば、誰でもログインして見ることができるような共通して開示されている情報ですが、一般公表までではないもの。一番下が一般公表の情報ということで、接続約款とか相互接続ガイドブックなど、これは公表されているという話でありました。上の2つの区分はNDAの対象となっているという整理でございます。

次のページ、6ページ目は、再びJAIPAからのご意見を改めて載せさせていただいております。ただ、基本的なところは、先ほどご紹介したご意見と共通しているのかなと思しますので、ここは割愛させていただければと思います。

それでは、7ページ目に行ってくださいまして、ここからが事務局において整理を図った案でございます。まず、この7ページは改めて少し現状をご紹介しようと。この現状のところは、実は以前に研究会で一度整理を示させていただいているので、その焼き直しということになります。改めてご紹介しますと、まず電気通信事業法におきましては、第一種指定電気通信設備との接続に関し、接続料や接続条件の公平性・透明性などを担保するため、接続約款や会計、それから網機能提供計画の一般公表を義務付けているところがあります。同様の観点から、制度創設時から認可申請資料を一般の閲覧に供してパブコメを行うなど、議論自体の透明性確保にも取り組んできたのかなと思っております。

しかしながら現実には、接続に関する全ての情報が一般公表されているものではございません。先ほどNTTからの回答にありましたとおり、3種類ぐらい区分があって、一般公表されているものも多くありますが、そうではなくて個別の開示になっているもの、あるいは接続事業者、NDAの対象の事業者であれば誰でも見られるというのが、一般公表ま

ではないという共通開示、これをちょっと共通開示というふうに名付けてみましたが、そういった情報もございます。

5番以降は、現行の法令での扱いを改めて書いていますが、法律では一定の事項を公表すべきと明確に規定されていますが、下位法令である情報開示告示などでは、一定の情報開示を義務付けるような定めがございますが、その中で、どこまで一般公表すべきかというところは規定しておりません。

また、6番ですが、法令によらず文書による要請という形で、NTT東日本・西日本に一定の情報開示や公表をお願いするという施策をこれまで何回もとってきておりますが、その中でどこまで、何を一般公表すべきで、何が一般公表までではないというようなところの明確な判断基準はこれまでになかったのかなと思っております。

最後に7番ですが、そうはいつでも現行制度上、1つ明確なのは、認可された接続約款におきましてはNDAの根拠の定めがありまして、相互に知り得た当事者の秘密を遵守し、目的外に使用しないというような定めが置かれております。ただ、これは例外がいくつかありまして、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、また主務官庁、通常は総務省だと思いますが、そこから報告を要請された場合などにつきましては例外ということで、そういった場合についてはNDAの対象にはならないということがございます。

次のページに行ってくださいまして、8ページ目ですが、では、今後どのような方向性が考えられるのかという一案をつくってみたいものがございます。まず8番ですが、やはり第一種指定電気通信設備の接続に関する情報というのは法の趣旨にも鑑み、できる限り広く共有されることが重要ではないかというふうに書かせていただいております。

しかしながら、現実には当然一般公表できない情報、あるいは広く共有できない情報がございます。例えば個別の協議において交換される個別事業者のみに関係する非公表の情報、あるいはそうしたもので正当な利益を害するおそれがあるというような場合ですね。あるいは相互接続点の具体的住所、これはセキュリティ上の課題があるようなものですね。こうしたものもありますので、一律に全ての一般公表開示が行われることが適当であるということは、さすがにそうは思われないと。なので、まずはそれぞれの情報の取扱方法というのは、その情報の性質やそれを取り巻く状況に照らして、その情報を持っていらっしゃる方、取り扱っていらっしゃる方によって適切に判断されることが重要ではないかと考えた次第です。

この点、多くの情報は、やはりNTT東日本・西日本がまず持っていらっしゃいますので、そちらにおける取組ということであると、共通開示をされていたり、あるいは一部一般公表をされていたりすると。それでは、法令や総務省の要請に基づいて実施しているものもありますが、自主的に実施していただいているものもありますので、その点は評価されるのではないかと考えられます。

一方で、課題がないかということ、やはりそうではないということ、例えば共通開示により開示された情報というのは、これはもちろんNDAの対象になっている事業者であれば共有できるという理屈ですが、しかしながら、どの事業者がNDA対象になっているかというのは通常は知り得ないと。また、NDAを締結していない、対象になっていない事業者における検討や、この研究会のような政策検討のようなオープンな場における検討においては、そうした情報を利用することができないという現状があるのではないかと。

より具体例を挙げますと、まさに網終端装置の増設基準のようなもの、これは現状では共通開示ということが開示されていると思います。先ほども6,300セッション、300セッションというご説明をいただきましたが、そうやって必要に応じ一般公表していただきまして、また、総務省からも概要を必要に応じて公表させていただいていますが、仮にこれらの情報、増設基準が以前から一覧性のある形で一般公表されていれば、例えば多様な事業者から広く検討を行っていただくとか、あるいは混雑の影響を受ける消費者・利用者などからも指摘を受けることを通じて課題がより早期に明らかとなり、政策検討がより迅速に進んだかもしれないと考えております。

以上の考察に鑑みると、様々な事業者・団体の要望・ご意見を踏まえつつだと思いますが、少なくとも多数の事業者に一律に適用されるような接続料・接続条件に関する情報であって、政策検討のために広く共有する必要があると考えられるものは、公共の安全等に関する懸念、セキュリティ等の懸念がある場合は、当然なかなか難しいと思いますが、そういった場合でなければ一般公表する方向で対応は進められるべきではないかと案を考えた次第ですので、ぜひご意見を伺えればと思います。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、JAIPA常任理事、小畑様からプレゼンをお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 JAIPAの小畑です。

1枚めくっていただいて、2ページ目は、先ほど総務省からご説明があったので、繰り

返すことは避けたいと思いますが、結果として第19回におきまして、構成員の方から、団体協議というのは1つの解決策になるのではないかという旨の発言もありましたので、その趣旨でJAIPA側で、じゃあどういようなものを団体協議という形で定義すればよいかということを考えてきました。

まず目的について、3ページですが、そもそも複数の接続事業者が一緒になって議論することによって、NTT東日本・西日本と事業者間の情報の非対称性とか、交渉力の差を埋めて、さらに効率的・効果的に、つまり1件1件やっていくよりも複数でやっていくということで効率的・効果的に建設的な議論を進めることができるのではないかと考えております。

それぞれの案件によって関係するJAIPAの会員、及びある意味JAIPAの会員を支援するという形でJAIPAそのもの、それとNTT東西の実務担当者が協議に出てきて、その中で、閉じた中で議論をしていくという形がよいのではないかと考えております。

情報の取扱いにつきましては、これはあくまでも現段階ではJAIPAでいろいろ考えているところですので、今後、総務省とも相談しながら、NTT東西ともさらに協議していったって、情報の取扱いを決めていく必要があると思っている次第ですが、まずはNDAを単純に2者で結ぶということについては、これまでのとおりいろいろな課題があると思っております。

次、実はJAIPAも一般社団法人としての会員組織ですから、まず理事会という意思決定機関がありますので、理事会とこのワーキンググループとの間でどういう関係を持つていくかというのは整理していかないといけないと思っております。

もちろん一般社団法人としての義務というのもございますので、会員に対する周知及び外部に対する報告というものも必要だと思っております、それは何でもかんでも報告したり周知するというわけではないですが、一定の情報につきましては、やはり公開していく必要があると考えております。

もちろん団体協議というのは1つの枠組みでありまして、全てここに集中すべきとは考えておりません。個社の接続協議やスキームというのは、もちろん並行して存在すると考えております。

その中で、4ページに書きましたが、今後どういうことが団体協議になじむのかということ、JAIPAの中でも議論しているという件ですが、今後のNTEの増設基準ですね、この1,600セッションというような数字も経年変化していくでしょうから、それをいか

に見直していくかということ。それと、先ほども高性能NTEの話が出ましたが、これはかなり複雑な問題でして、JAIPAの会員の中でもIPoEと併用しているところも多数いらっしゃいますし、さらにフレッツワイドという形で単県ではない接続を進めていらっしゃるところもいらっしゃいます。正直言ってISP事業者ごとに非常に複雑に組み合わせているところの中で、単純に、高性能なNTEというのは何なのかといったところも、個別のISP事業者の将来的なニーズもある程度考えながら集約していかないといけないと思っていますので、これは大きな課題だと思っています。

あとPPPoEは、確か9年の償却期間があるのですが、今後どんどん増設していった場合、ある時点で次の世代のネットワークに引き継いでいくということが想定されると思うのですが、そのような事態が見え始めたときに、PPPoEの設備をどういう形で次の世代に引き継いでいくかということも、将来的な課題になるのではないかと考えております。

あともう一つは、IPoEにつきましては、いろいろな形でJAIPAから課題を提示させていただいているところですが、最近大きな課題になってきているのが、IPv4をPPPoEに乗せたままにするか、もう思い切っていっそのことIPv4以外に持っていくかどうかということが、各ISP事業者で大きな議論になっているところでした。そのときの最大の課題は、今のIPv4アドレスを持っていけるのかという点です。枯渇しておりますので、捨てて取り直すということはできませんので、持っていけるかどうかということと、あと固定IPアドレスをIPoEの上で運用していくというのは、いろいろと困難な課題があるのですが、それについてもどのような方法で、例えば今既にお客様にアサインしている固定IP運用アドレスをシームレスに今のPPPoEからIPoE上の新しい方式に持っていけるかと。つまり企業でIP運用アドレスの固定用を使っていらっしゃる方は、特にセキュリティ面で非常に多くいらっしゃいますが、シームレスに移行するような形を考えないと業務が停止してしまうということが多々発生しますので、これも大きな課題になるのではないかと考えております。

その他いろいろとありますし、あとユーザー料金設定権についても、今までは接続という枠組みで議論しているところですが、この新しい団体協議の枠組みのほうが迅速に議論できるという可能性もありますので、これも候補だと考えております。

最後に参考として、JAIPAの活動方針を6ページに載せていますが、先ほど理事会と団体交渉との関係というふうにご説明しましたが、基本的にJAIPAの理事会の認識

としては、理事会は、様々な会員活動ないしはJ A I P Aそのものの活動が、この活動指針に抵触しているかどうかをチェックする、ある意味経営的な機関であるという考え方が大勢を占めていると思っています。これは理事会としては、何て言いますか、動かせないということの基本にして、先ほどのJ A I P Aの団体協議の活動と理事会の間というのをうまくバランスをとって情報のやりとりをやっていきたいと考えております。

これまで様々な活動をさせていただいてきていますが、先ほどNTT東西からもかなり思い切ったご提案もいただきまして、この点は皆様に大変感謝しているところであります。どうもありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及びJ A I P Aのご説明につきまして、ご質問があります構成員の方は、挙手の上、お願いしたいと思います。

それでは、関口構成員。

【関口構成員】 今回のJ A I P Aにご説明いただいたところの団体協議の枠組みに関してですが、情報の取扱いの3番目のところは、これは共通開示を一般公表にランク下げしてしまうことにならないかという懸念があるんですが、そこはどのように担保されるというご主張でしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 まず階層構造になっていますので、当然、例えば団体協議しているメンバーから理事会への報告が、理事会の外へ出るということはもちろんありませんし、例えば理事会報告ないしはJ A I P Aとしての報告として、外へ出ていくときにはそれなりのフィルターがかかると考えています。具体的に申し上げますと、外部に報告する事項としては、基本的には、そもそも公開されている状況とか、あるいは約款等、既に結論として出て、何らかの形で公開されている情報ですとか、あとは一番重要なのは、J A I P Aが協会として、例えばこういうことをNTT東日本・西日本といろいろと頑張って検討していますというような、努力結果を、努力しているということをやはり一般の方にお知らせするというのが一般公開の主な事項でして、基本的には今まで公開してきた形からずれるものではないと思っております。

【関口構成員】 いや、ご説明の内容とこの記述とは合っていないのではないのでしょうか。今おっしゃったような階層が分かるような書きぶりにはなっていないように思いますが、いかがですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 そういう意味では、例えばJ A I P Aの理

事会がどういうものであるかというのは、当然 J A I P A の約款の中に規定されていますので、ここにそこまでは詳しく書いておりませんが、もし必要であれば適切な J A I P A の資料と言いますか文書から抜粋して、まとめて次回にでも提出させていただきたいと思っています。

【関口構成員】 いや、組織構成についてお伺いしているわけじゃなくて、情報の取扱いについてお伺いしているのですね。少なくとも団体協議をするということによって、J A I P A が協議の中にオブザーバーとして参加されるという趣旨は、私もそこまではちゃんと理解しています。そこで知り得た情報は、やはりその団体の中に閉じるべき情報だと思うんですね。それを団体以外の、たとえ上部組織であっても、そこに参加されていないメンバーに、その内容をお伝えになるということ自体が、やはり N D A という存在を否定することになるだろうと思われまます。もし理事会へ情報共有が必要であれば、理事会全員がそこに入ってもらうしかないと思います。そもそも団体協議と言っていることが、この記述によって全部アウトになる。事実上オープンにしろというご主張になってしまうのですね。そうとしか読めない記述ですが、そう読まないで済むのでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 少なくともここには、理事会への報告は、団体活動全てが報告されるとは書いていませんし、私はそういうふうには思っておりません。基本的に、先ほど申し上げましたが、理事会の重要な、何て言いますか、業務というのは、会員活動ないしは会員が複数入って行っているようなこれらの団体活動において、J A I P A の活動指針に抵触していないかということを確認するというのは理事会の業務ですので、それを判断するような材料を団体活動から理事会に対して報告するというのが適切な報告じゃないかと考えております。

【関口構成員】 分からない。ちょっとそこは当事者の一方である N T T 東日本・西日本に、この文言についてどのように理解をされていらっしゃるのか、ちょっと私には今のご説明は全く理解ができなかったもので、ご意見を賜ればと思います。

【N T T 東日本】 すみません、関口先生のご質問の答えになっていないのかもしれませんが、これを読んでいまして、実はこういった団体協議については、N T T 東日本・西日本としても、こういう場でご議論があったことを踏まえると、前向きにやっていくと思っております。具体的なテーマで、挙げたものが5つぐらいありますが、全部なのかと思うところはあるのですが、例えば今回、認可申請する話もまだ決まっているわけではないのですが、そういう方向感をお示したところ、いろいろなご質問をいただきました。皆さ

んがビジネスをやっていく上で必要な情報であるということ。例えば増設基準にしても、最初は増設する予定はなく誰も気にしていなかったのですが、増設しなくてはいけなくなったとき、その基準が重要になってきたということを考えると、ビジネスで必要なものが生まれたり、きちんと話をして、この部分は公開したほうがよいという議論をすべきだった点について、もう少し早く気付けばよかったと思います。しかし、気が付かない中で、先ほど大磯さんからコメントをいただき思い出したことがございました。そういった団体協議をやっていく中で出てくる気付きに関して言うと、できるだけ私どもも公開したいと思っています。ただ、そうはいつでも実際としては、お話ししたこと全部、ホームページに出してしまうとなると、私どもちょっと危惧するところがありまして、これも2つだけ申し上げます。私どもはいつも、実際の金額、コストがいくらかかるとか、そういった点は経営情報のため、なかなか公開できませんということをお話しします。なぜかという、やはり調達が絡んでいるものや、あるいはうちの経営に絡む影響で、全部公開してしまうと大変なことになるということ。その影響が分からず、なかなかお示しできないということが、多くある中で数字や金額等、できないこともあるのですが、可能な限り提示したほうがよいと思っています。

もう一つ、ISP事業者の中に多くのプレーヤーがいて、お互い競争状況にあるので、皆さんが自分の情報を公表してもよいと思えば、それはよいのかもしれませんが、そこは私どものあずかり知ることはありません。本当ならば私どもからもISP事業者からも双方向から了承が出たらよいのかなという気持ちはあります。ただ、新しく始めるときにそのようなことを言っても始まらないので、先生のご心配は大変ありがたいですが、私どもとしてはどちらかという、まずは団体協議に臨むことで、実際の議論の中で、これはやはり公開できないとか、これは公開できるとか、そういう議論を行った上で、もし、困ったことが出てきた際に、このような場に、ご相談させていただければと思っています。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが。

【関口構成員】 いやいや、ありがとうございます。

【NTT東日本】 JAIPA側でもコメントがあればお願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 真下様がおっしゃるとおり、まず、全部だめとか全部よいというところをスタート地点にすると、何ごとも全く前に進まないというところで、基本的には、先ほど申し上げたように、NTT東西とも協議しながら、かつ総務省にもいろいろ相談させていただいて、どういう枠組みにするのが一番よいのかと。情

報の取扱いについては、そういう結論を出していくというのが、プロセスとして最も迅速に結論が出るのではないかと考えています。しかし、その裏では、やはり我々も当然、個別企業の経営者であったり社員だったりしますし、もちろんNTT東日本・西日本側もNTT東日本・西日本の経営者だったり社員だったりされるわけですし、JAIPAの会員という立場があります。基本的には、ボトムのところでは紳士協定というのが存在するかと考えていまして、違法じゃないから何をやってもよいというようなスタンスで臨むのではなくて、お互い尊重しながら落としどころを探っていくと。それに当たっては、最終的に合意するまでは、そこは紳士協定で、この程度ぐらいでいろいろ進めていきましょうねというふうに、その部分も含めて団体協議の中で入れていきながら進めていくのが適切なのではないかと考えております。

【関口構成員】 どうもありがとうございます。状況、十分理解できましたし、そのように走りながらとか歩きながらとかスタートして、お互い情報の出し方のレベルについても協議をしながらということであれば、私もそういった余計な懸念をしないで済みそうなので、ぜひよろしく願いいたします。

【相田座長代理】 ちょっとよろしいですか。

【辻座長】 はい、どうぞ。

【相田座長代理】 横で聞いていて、この情報という言葉の範囲が、お互いに、やや齟齬があるのかなと感じます。こういう協議とかで一番典型的な情報というのは、会議に出てきた資料と議事録ですよ。この総務省のこの手の会議もそうですが、少しセンシティブな情報を扱うときには議事概要だけ公表して、資料の具体的な内容は公開しないと。しかし、いつ、こういう内容について非公開の資料に従って議論を行ったと、そういう議事概要だけはオープンにするというようなやり方です。今おっしゃられたあたりも、具体的に会議のときに出てきた資料に載っている情報の話と、会議でどういうことが行われたかという議事録的なものと、分けて整理するともう少し納得感のある協議ができるのではないかなというのが、聞いていた印象です。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

もう既にオブザーバーの方との議論になっておりますが、ほかのオブザーバーの方で何かご意見がございますでしょうか。

それでは。

【NGN I P o E協議会】 I P o E協議会です。よろしくお願いいたします。

今のNDA関連の議論のところで、JAIPAとNTT東日本・西日本の間の議論がなされていますが、I P o E協議会やその会員の皆さんもNTT東日本・西日本とNDAを結んでいろいろ議論をさせていただいています。総務省から出していただいた8ページの11項の項目の太字で書いてあるところ、特に「他のNDAを結んでいる事業者との共有が困難な場合がある」とあります。I P o Eサービスを提供している事業者から見ると、NTT東日本・西日本と各事業者、例えばNTT東日本・西日本とJPNEでNDAを結んでやっています。I P o E事業者間で共通の議論をしたいときに、そのNDAがNTT東日本・西日本との1対1契約であるがために、横同士(事業者同士)で議論ができないケースもなかったわけではありません。そのような点は(我々も)実際に困っているところでもありますので、NTT東日本・西日本とJAIPAとの話だけではなく、もっと一般的に、NTT東西と協議会や事業者が話をする場合にどう整理をしていったらよいかという観点で、議論していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 ほかにございませんでしょうか。

分かりました。今、最後にI P o E協議会が言われたように、いろいろなところと交渉しておられます。現在はJAIPAが提案されていますから、JAIPAの意向が入っていますが、やはり一般論として、こういうような団体交渉をされる場合に、やはりもう少し詰めた議論が必要だと思います。今日決めるわけではありませんが、またいろいろな意見を交換して、できるだけ望ましい方向性を出していきたいと思います。今回はこれにてひとまず締めさせていただきます、次の議論に移らせていただきます。

それでは、次に、県間通信用設備等の接続についての議題に移りたいと思います。まず構成員からの質問に対する回答について、NTT東日本・西日本から5分程度のご説明をいただき、その後、事務局から10分程度のご説明をいただいた上で、それらに関する質疑応答をまとめて行いたいと思います。

それでは、NTT東日本経営企画部営業企画部門長、徳山様からよろしくお願いいたします。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山でございます。

資料で言いますと22-4に従ってご説明したいと思います。まず質問の1-1でございます。辻座長からいただいているもので、県間通信の入札の比率です。NTT西日本が90%、NTT東日本が30%ということで、このうちNTTグループの回線比率を教えてくださいというもの。それともう一つは、入札で利用する回線比率が高い理由を教えてください

しいというご質問でございます。回答としましては、県間通信用設備の構築については、いろいろな地理的条件として、海底ケーブルであったり、山間部や、橋梁であったりというところ、また、中継ケーブルであったり、伝送装置関連設備の保有状況を踏まえ、自前で設置する場合と他の事業者から調達した場合のコスト比較をして判断をしております。議論の対象となっているPPPoEやIPoEに関する県間通信用設備の公募については、合計12件行っています。結果については、構成員限りにしておりますので、お読みください。なお、公募に当たっては、いろいろな事業者に応札いただけるよう、十分な公募期間を設けております。その上で、相互接続協定を締結いただいております全事業者にメールを送付することに加え、当社ホームページにて公表しております。また、構成員限りとなりますが、今回の議論の対象以外の県間伝送路の公募の状況は、記載のとおりでございます。

次ページとなりますが、NTT東日本・西日本で少し違うところは何かというところをご回答しております。基本的にNTT東日本・西日本の市場については、マーケットが首都圏に一極集中している東日本と、各地域に分散している西日本という点において地理的な事情の差異があります。各県の県間区間に必要な伝送路タイプも違いがあります。具体的に言うと、例えばNTT東日本のエリアは17県域です。NTT西日本は30県域ということで、県をまたぐ数も違うということも含め、自前で設置する場合と他事業者から調達する場合のコストについて一概に同じパターンではないということから、入札による回線利用率に差が生じているということでございます。

3ページ目に行ってください、質問の1-2でございます。佐藤先生からいただいているご質問です。今、県間接続料がこういう料金になっていて、5年以上変わっていないということに関して、設備コストや調達コストが下がっていないということなのか、下がっているのであれば、金額が変わらないのはなぜか、というご質問をいただいております。回答としましては、先日の弊社の資料でも申し上げたとおりですが、各接続事業者が、自前構築であったり、中継事業者からの調達であったり、あるいは弊社の県間通信用設備をご利用いただくなど、これらの複数の選択肢の中から最適な方法をご選択いただけることとなります。その結果として、当社の県間通信用設備をご利用いただいているということであれば、当社の県間接続料は一定の合理的な水準であると考えております。実際のコストの話となりますが、ご指摘のとおり設備の効率化や入札による他事業者からの伝送路調達、それから調達済みの伝送路の再公募や価格交渉等によってコストが低廉化し

ているという側面がございます。一方で、当然のことながら需要は拡大してまいります。それに伴うP O Iの拡大等のネットワークの構成や伝送区間の変更が発生していることに加え、設備の更改とか新たな設備投資とかが発生することから、コストが増加するというベクトルもあります。トータルとして、コストは下がる要素もあれば上がる要素もあるということです。その上で、設備コストをベースとして、我々是他事業者の料金ですとか、需要動向や競争状況、市場価格の市場環境、こういった原価以外の様々な要素を勘案し料金を設定しております。中長期的な観点で見直しの可否ということについては、当然検討していく考えです。また、接続事業者には丁寧にご説明していくという考えです。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、事務局からご説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、私からは資料22-5に基づきまして、この県間通信用設備との接続に係る主な論点につきましてご紹介いたします。

この話題は、まず4月5日の研究会で論点をお示しして、それについて各事業者、団体及び構成員のご意見をいただいていたところかと思えます。しっかりした方向性を打ち出すに至るまでは、まだもう少しステップが必要ではないかと感じられましたので、本日も議論をいただきたい論点を挙げるため、これを用意しております。

めくっていただきまして1ページ目からは、まず各オブザーバーからこの場でいただいたご意見を、少し概要になっているかと思いますが、書かせていただいております。少しずつご紹介をいたします。

まずJAIPAからのご意見ですが、I P o E接続、優先パケット、それからマイグレ後の電話接続、I P音声だと思えますが、これらの県間伝送路の利用は不可欠です。そして県間伝送路について、2行目ですが、長期にわたり低廉化が行われていないので競争原理が働いていないのではないかなどのご意見をいただいているかと思えます。

次に、その下、ソフトバンクですが、この県間設備を考える上では、第一種指定電気通信設備と一体利用されているかどうか最も重要な観点で、一体利用されているのであれば不可避性が存在するというご主張を示されたと思っています。特にI P o E接続は、東京・大阪等にP O Iが限定されているので不可避性が存在すると。また、4行目ぐらいですが、優先パケットを利用するサービスについてはI P o E接続が必須なので、それを使おうとする場合、優先パケットの県間接続の料金に加えて、VNEを通じてですが、ベストエフォートの県間接続の料金も実質的に負担することになると。あと、その次の段落は

コストの話で、機器の価格が毎年大幅に下がっているということで、そこは反映する余地があるのではないかなどのご意見をいただいて、最終的には認可が適切ではないかというようなご意見になっているかと思えます。

続きまして、2ページ目ですが、KDDIからのご意見を簡単にご紹介したいと思います。まず、不可避性が高いのであれば、第一種指定電気通信設備と同等の規律を課すべきではないかということで、不可避性と規律の必要性をリンクされていると思えます。次の段落は、「一方で」以下をお読みいたしますが、IPの音声接続ですね、こちらは全体最適の観点から基本的には東京・大阪で接続することが事業者間で合意されているということで、そのため県間設備は使わざるを得ないということだと。あとは交渉力の差などがあるために、接続形態が対称であるからといって対等ではないというようなこともご発言されたかと思っております。

その次に、NTT東日本・西日本からのご意見ですが、また後ほどご紹介しますが、ベストエフォートと優先パケット、IPoE接続の県間接続につきましては、POIの増設を進めていて、今後も要望に応じて増設を検討するなどの理由により、県間通信用設備を利用せざるを得ないという指摘には当たらないという考えをお示されたかと思っております。また、IP音声県間接続に関しては、対称・対等な関係で接続するので、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはならない。結論としましては、いずれにせよ県間設備の利用というのは、当事者間の協議に委ねられるべきで、新たな規律は不要であるというご意見になっていたかと思えます。

続きまして、3ページ目ですが、ここからは構成員からご発言いただいたことを簡単にご紹介いたします。辻座長からは、機器の値段が下がっているのに、なぜ接続料が下がらないのかという観点からご意見をいただいたかと思っております。

相田座長代理からは、トラフィック量に関係なくポートの大きさと料金が決まっているということに関して、この料金の決め方についてご質問等をされていたかと思えます。

佐藤構成員からは、機器の値段が下がっているようだが、なぜ接続料が下がらないのかという観点、あと最後にですが、「なお」のところで、競争的な環境であり、コストに見合った料金が自然に成立していれば、認可は必要ないのではないかというお考えをお示しいただいたかと思えます。

次のページ、4ページ目ですが、西村暢史構成員からですが、こちら、利用者の観点からは、接続されなければ意味がないので、そうすると接続せざるを得ない立場に置かれて

いる可能性があるのではないかというようなご意見。

それから関口構成員からは、やはり県間設備という、ここを通らなければサービスができないというような不可避的な部分があるのではないかと。そこに何らかの規律の話はあり得るといった、より適切なサービスを適切な価格で提供を、というようなご意見があったところでございます。

最後、高橋構成員からは、利用者利益の確保という観点から、事業者間等でよくコミュニケーションをとっていただきたいというようなご意見をいただいているところです。

ということで、5ページ目の主な論点に行っていただきまして、大きく分けて2つの論点があるというのは、I P o E接続の論点と、I P 音声県間接続、マイグレ後の電話の接続に関する論点の2つに分けております。

1つ目がI P o Eの県間通信用設備で、こちらは(1)から(4)までご紹介した意見をまとめたものを載せておりますが、まず(1) KDD I やソフトバンクからの、P O I が限定されている場合は利用の不可避性があるというご意見。(2)はソフトバンクから、優先パケットについては、結局、ベストエフォート県間接続料も間接的に負担しなければならないというご意見。(3)はNT T 東日本・西日本からの、要望に応じてP O I の増設を検討する考えなどの理由から、県間設備を利用せざるを得ないという指摘には当たらないというご意見。それから最後は構成員の皆様からいただきました、コストが下がっているのに料金が下がらないとしたら、そこは何か不可避性などがあるのではないかというご意見。事業者、団体からも一部似たようなご意見をいただいたかと思っております。また関連して料金の適正性の理解が少し難しいというようなご指摘もあったのではないかと思いますので、こうした観点からI P o E接続の県間設備の不可避性についてどのようにお考えなのかということ、ぜひ今一度ご意見をいろいろいただきたいと思っております。

次に、2番のI P 音声県間接続の不可避性についてでございます。こちらは、(1) NT T 東日本・西日本からは、対称・対等な関係になるので、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはならないというご指摘をいただいたかと思っております。こちらにつきまして、括弧の中ですが、確かにNT T 東日本・西日本の県間設備について利用の不可避性を否定する意見というのがあったのか、なかったのか。また他事業者の同様の設備について、利用の不可避性を否定する意見があったのか、なかったのかという軸で言いますと、いずれの設備についても利用の不可避性を否定する意見はなかったと。ただ、他事業者の話につきましては、最初に論点として明確に挙げていませんでしたので、そこは一応書い

ております。

続きまして（２）ですが、そこでKDDIからは、ボトルネック性とか市場支配力とかが異なるので、確かに接続形態は対称となるが、交渉力の差などを考えれば、NTT東日本・西日本と他の事業者が対等とまでは言えないのではないかというご指摘をいただいたと思っております。ここは、その場でNTT東日本・西日本からもご意見が出まして、利用者数で見ても相当の規模を有する携帯電話事業者ネットワークとも、マイグレ後はそれぞれの事業者が直接接続することになると。なので、どのネットワークについてどの事業者が交渉力、市場支配力を有するかという観点の議論が必要ではないかというご意見だったと思います。

ということですので、不可避性の範囲とか、あるいは不可避性があったとした場合にどのような取扱いがあり得るかというような観点から、ぜひご意見をいただければと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

最後の５ページで主な論点をまとめていただきました。これが今後の議論の対象になるかと思っております。

それでは、ただいまの２つのご説明につきまして、ご質問がある構成員の方から、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

【佐藤構成員】 じゃあ。

【辻座長】 それでは、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 私の考えでは２つの視点があるのではないかということ。１つは不可欠設備でないかどうかという議論。もう１つは長期的に料金が下がらないという事実が、コストベースでないのではないかと疑問を引き起こすということ。そこで質問します。両者は関係していて、接続という概念で言うと、やはり接続料というのはコストベースであり、コストベースではないと疑われる状況が起こるとすると、その疑問にきちんと答えることが求められる。ということで、３のところに書いてあるような質問をしたわけですね。この場合、料金は確かにコストベースだが、コスト以外の要因もいろいろ考慮しているのでますよというNTTの説明。一見分かるが、どれをどれだけ他の要因を考慮しているかは分らない。例えば９割はコストで説明できるよとか、いやいや３割しかできないということなのか。具体的にどのぐらいがコスト要因なのか、コスト以外にどんなことを反映

しているかというのは分からない。別のことを言うと、本当に代替的な設備などがあって競争が機能すると、料金は経済学的にはコストベースになる筈だということですね。NTTがコスト以外の要因がいろいろ入っていると言うのなら、実際にどのぐらい入っているのか、どういうものが入っているのかを見ることで、県間接続にどのぐらい代替性なり競争性があるのかということを検証できることになり、そのための情報をNTTにお願いしました。NTT東西に以前も、情報を出して頂けるのかかと聞いたら、NTTの徳山さんは、不可欠設備と指定されたら出すが、指定されていないから出さないと言われた、そのような記憶があります。

【NTT東日本】 議論をしましょうとお伝えしたかと。

【佐藤構成員】 指定されたら出すけれど、指定していないと出さない。経済学者である私からすると、本当にコストベースで料金設定していると主張するなら、きちんとやっていますということが検証できるよう情報を総務省に出していただければ、納得できるということです。私の記憶違いかもしれないが、そういうふうに冷たく答えないで、もう少し実際にきちんとやっていると自信をもって主張するのであれば、当然データを出していただけたらと思ってお願いしたのに、徳山さんからは極めて冷たい返事しか頂けなかったということです。

あとはやはりそういう情報がなかなか出てこないのだから分からないし、今話のあった一体性、ネットワーク上一体的に使われるというような状況から見て、私としては不可欠性が高いと感じているところです。

【辻座長】 結構です。

【NTT東日本】 多分、先生に申し上げたのは、そこまで強烈には申し上げていないとは思いますが。

【佐藤構成員】 わかりました、冷たく答えたのではなく、冷たく聞こえた、そう感じたというだけだと言うことですね。

【NTT東日本】 いわゆる不可欠設備なのかどうかという議論をまずさせていただきたいというお話を申し上げたのであり、最終的にはそれが指定か指定でないかという話につながると思います。ですので、先日申し上げたとおりで、不可欠設備かどうかという議論は、今まさにこの論点でもなされているところなので、まずはその点について議論したいと思います。その結果の上で、コストベースかどうかという議論をすべきと考えます。なぜかという、この前も申し上げたとおり県間の部分は、やはり他事業者のほうが先行

しており、コストベースか否かというところも含め、価格として妥当なのかというのは、いろいろな考え方があると思います。NTT東日本・西日本のみがコストベースとすることが果たして是なのか。例えば、あまり言いたくはないですが、県間において他事業者も含めてコストベースだということであれば理解できます。その際に、本当に不可欠設備かということが、その前に議論すべきではということだけであり、指定か否かということをして乱暴に言ったつもりはありません。

【佐藤構成員】　そこで、今の話は少し分からなかったのですが、他の会社も同じような設備を持っていて、同じような料金をつけていますということ。うちだけではありません。NTTの料金がコストより高ければ、他社も高いかもしれません。要するに、両方とも競争がなく寡占状態ですと。他社もコストより高く料金かけられるのだから、問題ではないというような説明に聞こえましたが。

【NTT東日本】　いや、放っておいてくださいということではないです。

【佐藤構成員】　そこがまず問題で、ある種の不可欠性の利用料がどれほど高いかという問題はあるにせよ、できるだけコストベースで、コストが下がればそれが料金に反映されるということが、外から見ているより納得できるような市場の状況だと感じています。なので、今お話しされたことは、なるほどと納得できるものではない、競争的料金ではないという意見でした。

【NTT東日本】　まさしく佐藤先生がおっしゃるとおりで、いわゆる市場に対してメリットがあるかということだと思うので、そこに対してどういう値付けを事業者全体とするのかということだと思います。ですので、他事業者がやっているから、NTT東西もそのまま放置しておきますということを申し上げているつもりはなく、それを事業者全体で同じように対応していき、必要であれば、その内容、内訳を出していくということとか、低廉化を図っていくべきということを含めて申し上げているつもりです。

【佐藤構成員】　これが最後のコメント。NTTも他社も存在するのですが、この県間接続を使わざるを得ないユーザーがいる。そのユーザーにとっては、コストが下がれば、それらを反映して料金を下げていくということ求められる。そういう努力を100%やっていただきたいということです。

【NTT東日本】　おっしゃることは、すごく良く分かります。

【辻座長】　ほかにございませんでしょうか。

それでは、相田構成員。

【相田座長代理】 今の議論と同じ方向なのか、違う方向なのか、NTT東日本・西日本の資料の3ページ目の最初のポチのところに関連して、やはりネットワークの調達というのは調達時の規模の経済性がものすごく効く話です。例えば、国立情報学研究所が運営しているSINETは、各大学からSINETのデータセンターまでの回線調達は大学側で払う必要があるのですが、大学が個別にその回線を調達していると、なかなか手頃な値段では契約できないということで、国立情報学研究所側で窓口になって、このデータセンターから各大学分まとめて一括して共同調達して、実際の費用は個々の大学に負担してもらうことでコスト低減を図っているわけです。もし、小さなISP事業者が、その県間接続を自前で調達しろと突き放されたら、その調達価格はずっと高くなるので、それはNTT東西のものを使ったほうが安くなるのはほとんど自明ですね。そうじゃなくて、こういうものも共同調達して安く上げるような枠組みが工夫できるとすれば、もしかするとここに書かれている「NTTの県間通信設備を利用している事業者が複数いることを踏まえれば、合理的な水準である」ということが、本当に成り立つのかということについて疑問の余地があり得ると。実際には必ずしもそうでないだろうとは思いますが。ということで、やはり調達時の規模の経済性がものすごく効くというところで、特に今後、VoIPに関して共通POIまでの回線調達をどういうふうにするのか、これはまだ伺っていませんが、やはりその部分で非常に規模の経済性が効くということを念頭に置いて議論しないと、対等、対称というようなことでは、なかなか済まないのではないかとというのが私の印象です。

【辻座長】 ありがとうございます。

【NTT東日本】 少しだけよろしいですか。

相田先生のおっしゃるとおりだと思っています。規模の経済が働くということは、小規模のISP事業者で言うと、当然ながらご指摘のような状況があると思うので、自社構築よりも、例えば複数の他事業者で回線調達するということだと思っています。この点を、分類をしていないのが良くないと思いますが、例えば自前構築は、大手ISP事業者であればうちよりも安くできるかもしれないという意味合いもあるので、その場合分けができていないことは、先生のおっしゃるとおりだと思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、高橋構成員。

【高橋構成員】　　ちょっと今の話で関連すると、結局これ、不可避性の話というのは、何が不可避かという、技術的な不可避性と経済的な不可避性ですよね。といたらやはりこれ、経済的な不可避性で考えてということですよ、今のNTT東日本のご発言というのは。

【NTT東日本】　　そういう意味で申し上げますと、先に技術的な不可避性が議論された後に、今、経済的な不可避性が出ているのだと思っています。それがずっと不可欠というところの、狭義の意味の技術的不可欠性を議論して、その次に、例えば高橋先生がおっしゃるとおりの経済的不可避性を議論した。今回は経済的不可避性が切り取られて話をしているとい感じています。

【酒井構成員】　　よろしいですか。

今のお話は非常に分かりやすかったのですが、おそらく世の中に技術的不可避性というものはないだろうと思います。無線の周波数帯域だと、それはどこかの社に割り当てられたら他の会社は使えない。NTT東西のアクセス系がボトルネックと言われているが、お金があれば別にもう1本引いたってよいわけです。これは経済的な不可避性でも無理だろうということでボトルネックになっている。そうするとこの場合もやはり、もう既にネットワーク上、こういう構成になっているから、別に回線を引いたら割高になってしまうというのであれば、ある程度経済的な不可避性はあるだろう。ただし、そこで、NTT東西は大手企業だから交渉力があるので、何でも不可避だというのは行き過ぎかなと思うので、何かうまく分類していただければよいと思いますが、その辺の分類の仕方は分からないので、よろしくお願ひしたいと思います。

【NTT東日本】　　分かりました。

【西村（暢）構成員】　　よろしいですか。

【辻座長】　　はい。それでは、お願ひします。西村構成員。

【西村（暢）構成員】　　これは単なるコメントでして、別にNTTに回答を求めるものではありません。その不可避性や不可欠性といったことでは、法律的にもいろいろ議論がなされてまいりました。そういった形で分類をされるというのは、もう今後の方向性として非常に有意義なことだと思っております。例えば法律の分野ですと、経済的な不可避性というような議論であれば、経済的に複製が可能かどうか。この場合だったら、例えばですが、自前で構築する場合、それかNTT東西以外から調達するような場合のコストを考えたときに、今、県間接続で県間の伝送路を使わざるを得ない、あるいは使っている事業

者にとって、そのコストをカバーすることができるかどうかというのがおそらくは1つのメルクマールになっているのかなと考えられます。経済的に複製が可能かというふうなものなのですね。それは、つまり同じネットワークを作り上げることが、本当に可能なのかどうか、それが不可避性や不可欠性という理解になっております。そうなってくると、やはり選択肢があるかどうかという状況と、そうではなく、使わざるを得ないという事業者がいるという状況というのは、これは完全に異なった状況というふうに捉える必要があり、その上で、不可避性や不可欠性というものが議論されてしかるべきという印象を持っております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

ほか、ございませんでしょうか。

そしたら次に、オブザーバーの方のご質問とかご意見、ございましたらお願いしたいと思えます。ございませんでしょうか。

それでは、KDDI、お願いします。

【KDDI】 資料22-5の5ページの一番下のところで、NTT東日本・西日本から携帯事業者という話もあったので、ちょっと補足だけさせていただきます。携帯事業者の場合、特に県内業務規制みたいなものではなくて、県内だから規制されるとか、県間だから規制されないみたいなところはなく、既に第二種指定電気通信設備制度という中で、接続料については一定程度規律されているという状況があります。NTT東日本・西日本の場合はどうしても県内業務規制があって、県内のボトルネック性に着目して、県内については厳密な接続ルールが課されているのですが、県間についてはそこが非指定ということになって、規制がされていないというところは、ちょっと携帯事業者とNTT東日本・西日本とで少し違うところかなといったところはコメントさせていただきます。

【辻座長】 それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 資料22-5の5ページですね、同じく。論点の1のIPoE接続に関する利用の不可避性のところで、再度確認ですが、このIPoEに関しては、今POIが東京と大阪、今徐々に増えていますが、全県にPOIがないということで、これを全県でサービスするということになる、ここはもうNTT東日本・西日本側で準備していただいている県間を使わざるを得ない。これはもう、安いから代わりの事業者が県間を手配するということは、できない状況になっていますということだけは再度確認しておきた

いと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、ここの論点としてまとめられていますように、いろいろ議論が出ましたが、やはり不可避性ですね、これの技術的、経済性、このような定義をどうようにしていくか。それが今の議論では少し混乱がみられ、明確になっていないと思います。技術的な面なのか、経済的な面なのかですね。技術的にしますと、今ソフトバンクの伊藤様が言われましたように、実際のネットワークの構造を見ないといけないし、あるいは時間軸ですね。今の時点で変えられるか、あるいは時間がたてばそれぞれビジネスをして、ネットワークを張っていく事業者が出てくるのか等々、いろいろまだまだ議論すべき点があると思います。今後、報告書の作成に向けて、また議論させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、加入光ファイバとの接続につきまして議論していきたいと思えます。まずNTT西日本・東日本から5分程度でご説明いただき、その後、事務局から同じように10分程度で説明していただいた上で、質疑応答を行っていただきたいと思えます。

それでは、NTT西日本経営企画部営業企画部門長の重田様、お願いいたします。

【NTT西日本】 NTT西日本の重田でございます。

資料は22-6になります。こちらに記載しておりますのは、加入光ファイバに関連するテーマとして従前より耐用年数の見直しにつきまして議論いただいていたかと思えます。その際、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討しておりますという検討の状況をご説明していたかと思えますが、社内の会計、監査法人の対応も含めて、社内での結論が出ましたので、この場でご報告させていただきます。

資料に書いてありますとおり、光ファイバの耐用年数につきましては、材質・構造・用途・使用上の環境、あるいは技術の革新、それから経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度といったところを総合的に勘案し、かつ、これも議論させていただきましたが、撤去率を基にした推計結果も踏まえて、どの程度の耐用年数を設定するのが会計上適切かということを検討してまいりました。結論といたしましては、2019年度期首より見直すこととしたということをご報告させていただきたいと思えます。

具体的な見直しの内容については、下段の表に書いてありますとおり、架空光ファイバについては、昨年度まで15年だったものを今年度より20年としたいと思っております。

同様に地下光ファイバにつきましては、21年から28年、海底光ファイバにつきましては、13年から21年へ、それぞれの見直しを今年度より実施したいと考えております。

これに伴いまして、接続料に対する影響ですが、現状、将来原価で算定している2019年度の接続料につきましては、これらの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した上で再申請をさせていただき予定にしております。対象となる接続機能、再申請予定のものでありますが、下段右側に書いてありますとおり、端末回線伝送機能各種に加えまして、下段にありますとおり、同様に光ファイバを用いて将来原価にて算定している接続料全てを対象に再算定をして再申請をする予定にしております。

本日は、結果のご報告になりますが、以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局からご説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうしましたら、私からは資料22-7に基づきまして、従前より調査検討を進めてまいりました加入光ファイバの未利用芯線について、方向性のたたき台をご紹介しますと思います。

おめくりいただきまして1ページ目からは、非公開の会合が基本でしたが、NTT東日本・西日本にご協力いただき、様々なデータを出していただくとともにご説明をいただききたということで、その経過を表にしてお示ししております。

去年の10月の第15回会合で、NTT東西それぞれで3カ所のNTTビルを選定していただいて、それぞれのビルにおける地下ケーブル、架空ケーブル、それからケーブル種別ごとの敷設本数、芯線使用率、また、投資額シミュレーションなどの数値を構成員にお示しをいただきました。その際、資料のご説明にあったのは、この表の下から7、8行目あたりですが、このケーブル敷設というのは、いろいろな制約を踏まえつつ、最適となるケーブル種別を選定し、効率的に実施していますと、そのようなご説明をいただいたかと思っております。

続きまして2ページ目、去年の12月の会合では、検討状況を中間的にまとめた際、より詳細にブレイクダウンしたデータが必要ではないかという指摘があり、引き続き作業があれば着実に行うということで、今年の春以降に一定の方向性を得ることを目指して進めていくというようなことでありました。

その後、今年の2月の会合では、より詳細なデータをお示しいただきまして、これは特定の方面について、敷設時期に着目した芯線使用率をお示ししていただいたということで

す。ただ、これは過去にさかのぼって把握できないので、調査時点である10月の時点における芯線使用率を、非常に細かくお示しをいただいたかと思っております。その際、点線で囲ってありますが、お客様の事情等により不可避免的に芯線使用率が低下する事例もあるが、総じて先に敷設したケーブルの芯線使用率が高まった上で新しいケーブルを敷設するという効率的な投資を行っていますというご説明をいただいたております。

続きまして、3ページ目ですが、今年の4月の会合では、さらに構成員から質問が出ましたので、さらにデータをお示しいただきました。こちらは地下ケーブルの方面別の芯線使用率という観点から、各ケーブルの施設時期、年度別もお示ししていただいたということです。ここでは、追い張りを判断する基準について統一的なものはないが、追い張りが必要となる時期を様々なところから予測し、光ケーブルの追い張りを実施されているということです。また、ケーブル種別、容量の選定については、基本的には一定の需要予測に基づき最適なものを選定しているということで、その箇所は構成員限りになっておりますが、必ずしもその基準で1つ小さいケーブルの容量を超える利用率になるとは限らないというご説明もあったところでございます。

それから後、投資額に占める地下ケーブルの割合ですね。ここまで、基本的には詳細なデータは地下ケーブルについてお示しをいただいてきたところですが、その地下ケーブルの割合は概ね1割程度で、架空ケーブル等の方が割合が高いというご説明もあったところですね。それを受け、座長を含む構成員の方々から、架空ケーブルのより詳細なデータ、ご説明と、現在の芯線使用率などを、地下ケーブルに倣ってより詳しく調査していただけないかというご要望があったということでもあります。

そのような経過をたどりまして、4ページ目をご覧いただければと思いますが、今後の取扱いの方向性のたたき台ということでお示しをしております。1番目ですが、様々な取組みをしていただいています、NTT東日本・西日本におかれては、例えば今申請中の光ファイバの接続料というのは、ほぼ当初の予測どおりに算定されていたりとか、また先ほどご説明いただいたように、耐用年数の見直しをされたりとか、着実に適正性価格の取組みが進められていると評価されるのではないかと書いております。

今回の調査、検討の関係で言いますと、これまでの本研究会で調査していただいたものの結果によると、現状の加入光ケーブル資産に不要なものがあるという証拠は確認されていないということになるのではないかと書いております。

しかしながら、3番目ですが、では、全て真に必要な不可欠か十分に説明されているかと

いうところは、例えば（１）で時系列のデータ、過去のデータが存在しないので、過去の予測というのはどういうものだったのかという合理性のところとかの検証が困難であるとか、あと（２）ですが、架空ケーブルのほうが投資額としては大きいということで、そこは大宗を占めるわけですが、それについてはより低容量のケーブルで足りると思われるような部分もあったので、いずれにせよ詳細は、架空ケーブルは十分調査されていないのではないかと。

なので、４番目に書いてありますが、その辺は現在データがないということなので、当然、データがないのであればよいとも悪いとも言えません。そこは今後も調査を行い、データを蓄積していく必要があるのではないかと、というのが１つの方向性の案であります。

５番目以降は、今後の加入光ファイバの接続料算定を見据えた方向性の案になっております。「一方で」と書かせていただいておりますが、仮に過去の投資、基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも今は芯線使用率が低いように見えたとしても、基本的には、少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できないような需要を収容するに至るはずと考えられるのではないかと。例えば、地下ケーブルで言いますと、ご説明いただいたものによると、１，０００芯のケーブル、４００芯のケーブルなどがあり、これらから選んでいるということだと思いますが、仮に１，０００芯を選んだということであれば、基本的には、少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量、すなわち４００芯の需要を超えるまでには至るのではないかとということになります。

６番目ですが、そのため来年度以降の加入光ファイバの接続料算定に当たっては、将来原価が採用されるという前提ですが、さらに未利用芯線の実態の調査を深めた後、それによって判明した具体的数値などを勘案して、将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組みを行うことが求められるのではないかと。すなわち、少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、そういうある程度の需要に達するという基本的な考え方に立って需要の予測の合理性を確かめるというようなことがあり得るのではないかとという考えです。

そして７番目に書いてありますが、これは元々ソフトバンクのご提案がレートベースから除外というところでしたが、そういった接続料算定における原価やレートベースからの一部の除外というのが、決して制度上否定されるものではないというのを念のため書いております。なぜならば、仮に接続料の申請事業者、すなわちＮＴＴ東日本・西日本の判断

により一部のケーブルについて過大な資産であると認められて、それについてはより低容量のケーブルとみなすというような取組みも決して排除はされないと考えられて、仮にそういうことをするのであれば、需要の合理性の確認のところは少し様相が違うということになります。

最後、5ページ目ですが、付言という形で書いております。これまで構成員の方々からいただいたご指摘のうち、ここまですり取り入れていない主なものを、今後の参考のためにもということで、改めて書いております。

8番目の(1)ですが、未利用芯線があることによって、将来の利用者と現在の利用者との間の公平性が損なわれていることがあるのではないかと。これについては、この考え方でよいのかどうかということを書いているのは、将来の未利用芯線に比べ、今の未利用芯線数が相当程度大きい場合には、確かにそこは問題となり得るが、今はさすがにそこまでではないのではないかとという理解でよろしいでしょうか。

(2)ですが、現状では一定の需要予測に基づき最適なケーブルを選定しているというご説明があったかと思いますが、基本的には、ケーブルが敷設されてから利用が一定の程度に達するまでの期間というのは、当然なるべく短いほうが効率性は上がるということで、そこはさらに改善していく余地が、これは投資判断の話であって直接の接続料算定の話ではないということですが、そういう余地もあるのではないかと。

(3)ですが、6に掲げたような需要の予測の合理性といった観点による方法の実現が難航する場合には、別途の接続料算定も検討しなければならないのではないかとというご意見もありましたのでご紹介します。

駆け足になりましたが、以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方のプレゼンにつきまして、まず構成員の皆さんからご質問がありましたらお願いいたします。

それでは、佐藤構成委員。

【佐藤構成員】 時間をかけていろいろ議論を深めてきて、この間、NTTに相当な数の質問をさせていただきました。質問は、前半の光ファイバの耐用年数の話と、後半の未利用芯線の話と2つに分かれています。後半で言うと、NTTにおいてはかなり説明する努力をしていただいたと思っています。いろいろ数字を拾ってきて、追加の質問に答えていただいたので、そのプロセスについては、重田氏の対応については評価しております。ただ、

サッカーで言うと、まだ前半が終わっただけで、後半戦もあるので、また引き続き議論を続けなければならない。課題の1つは、今回スナップショットで見ているので、時系列的で見えていないから、どういう状況でどういう投資がなされているかというのを、きちっと見えていないところもある。もう少しデータをそろえて投資の状況が見られる状況を作りたいなとは思っています。

それから、地下ケーブルについて相当説明いただいて、私的にも理解が深まりつつあったと思ったところでしたが、実は地下ケーブルは全体に占める割合が小さいということでした。そうすると、やはり架空ケーブルも含めて、全体的なところを見ないと状況は分からないような気がしますので、もうしばらく、どういう形か分かりませんが、議論を継続しながら理解を深める努力を続けたいと思います。

過去の未利用芯線が正しい投資判断だったのかどうかという議論を続けることではなくて、これからやはり合理的な投資をして、できるだけ未利用芯線を減らし、そういう状況をいかに実現していくかということが大事なのです。NTT東西側でもこういう議論を重ねながら、投資判断なども含めて、より合理的な対応をいただいて、未利用を減らすということができれば結果としてよろしいので、そういうことが実現するような方向で議論していきたいと思っています。

それから、前半の光ファイバの耐用年数ですが、最新のデータを入れて数字的には延びましたと。数字を見ると、世の中の的にはよいことが起こりましたというふうに見えます。ただ、素直に考えれば、何で延びたのかといった疑問があります。実際は、光ファイバは長く使えるが、耐用年数に関するデータが短いものしかないから、数字を入れ直すとその度に延びて、おそらくだんだんと実際の耐用年数に近づいてきているのだらうと思います。現行の耐用年数は、何年に取ったデータでこの数字になったものですか。あるいは、それ以前に取っているデータがあれば、大体何年ぐらいでどれだけ下がって、そろそろ現実の数値に収れんしていくのかも含めて、数字のトレンドを見ておきたい、というのが1つの質問になります。どの事典からか、計算上の耐用年数が実際の耐用年数に収れんしてくるはずだから。

あともう1つの質問としては、耐用年数を議論したとき2つ論点があって、データを入れて、より現実に近い数字にするという話と、NTTの算定方法自体、すなわち7つの関数で算定して、その中に入っていればよいという考え方が適正なのかという議論。今回、算定方法自体に対しては、NTTから新たな提案が出るかなとも思ったのですが、出てこなかった。

そのことに関連しての質問になります。私が理解しているところでは、光ファイバが耐用年数を迎えるに当たっては、外皮や結合部分など、いろいろな部分で壊れていく状況が起こり、それぞれに何らかの分布関数を想定して使っていますという説明されていたと思いますが、今の理解でよろしいですか。

データの置き換えと、それからもう1つ、算定方法について伺いました。

【辻座長】 それでは、ご回答をお願いしたいと思います。

【NTT西日本】 前半部分は、半分お褒めいただき、半分宿題だと受け止めました。社内でも今回いろいろ調べた結果、様々な事象が分かりましたので、こういったことも踏まえながら、効率的な投資ということについて継続的に議論を進めていきたいと思います。

耐用年数につきましては、データの置き換え、現行の耐用年数を決めたのがいつかというご質問については、平成20年度に見直しております、それ以来の見直しとなります。データにつきましては、当然最新のものに置き換えているということになりますが、関数等々の判断の仕方につきましては、従前よりご説明している考え方と基本的には変わっておりません。前回見直したときもそうでしたが、1つはまず7つの関数のそれぞれの特性に合わせて全体を総合的に判断した上で、そのうちもっともらしい、先ほど先生がおっしゃったような要素も踏まえて、3つの関数を適用した上で平均化し耐用年数を導いておりますので、前回と同じような見直し方をしております。

【佐藤構成員】 すみません、追加質問です。

平成20年の前はいつ頃見直されたのか。再計算することで毎回耐用年数が延びて、だんだんと実際値に収れんしていくのを確認したいということです。

それから関数に関しては、もっともらしい3つを使っているという表現だったと思います。客観的に、もっともらしいとは何かという疑問があります。例えば、結合部分の壊れ方に何々関数の分布が関連していると思うとか、耐用年数が来る大きな要因がいくつかある中で、この分布関数がかなりの割合でそれを表しているのですというような、もう少し詳細な説明をいただけますか。

【NTT西日本】 すみません、平成20年度の前に、いつ見直したかというのはちょっと持ち合わせておりませんので、また調べてご回答させていただきたいと思います。

あと、3つの関数というのは、ほぼ、今先生がお話しされたとおりです。従前からご説明しておりますが、光ファイバケーブルというのは大きく要素で見ると、1つ目は、光ケーブルの外皮部分が老朽化するという要素。2つ目は、コアの光ファイバのガラス部分、

ここはまた違う属性を持っており、なかなか壊れないということで、これまた違う要素。3つ目は、これらをつなぐ接合部分の故障というものです。この3つが組み合わさって寿命ができて上がっているということを勘案し、この3つの要素がそれぞれの関数に一番当てはまるだろうかという検討を行った上で、平均化しているということでもあります。

【佐藤構成員】 あとは追加で質問を送ります。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

【相田座長代理】 じゃあよろしいですか。

【辻座長】 相田構成員。

【相田座長代理】 基本的な流れについてはさておき、やはり言葉として、総務省の資料の4ページ目のところですが、「不要なものがあるという証拠は確認されていないのか」というこの「証拠」という言葉、それから後ろに出てくる「真に必要不可欠」、これはちょっと言葉として気になります。先ほどの県間接続と同じですが、結局は、やはり経済合理性だと思います。ドラムに巻いた予備の光ケーブルをNTT東日本・西日本の倉庫に置いておいて、足りなくなったというときに大急ぎでそれを引っ張り出して敷設するというのと比べて、多少余分でも回線容量の大きいケーブルを予め引いておくというのでは、どちらが経済的に合理的かということだと思いますが、この「真に必要不可欠」という言葉は、やはり技術的な話に聞こえるので、ちょっとこの言葉には、私としては抵抗があるので、この点は他の先生方の意見も聞いていただければと思います。

【辻座長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ちょっと補足をさせていただきます。まず「証拠は確認されていない」というのは今回初めての表現だと思いますので、他の表現の方がよいということであれば、ぜひご意見をいただければと思います。

それから「真に必要不可欠」のところは、実はこれは第2次報告書のときの検討に端を発する表現です。真に必要不可欠かどうかを検証しようと。

【相田座長代理】 そうですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そういうコンセプトだと思いましたので、そのように書いておりますが、しかしながら、これが全てではありませんので、墨守しないといけないということではないと思います。他の考え方があり得るということであれば、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほどの佐藤先生のご質問を受けての議論の中で、耐用年数の見直しの状況

のお話があったかと思えます。第1次報告書によると、平成20年度に見直されるまでは、架空、地下ともに10年の法定耐用年数が採用されていたとあります。ということは、平成20年までは、おそらくデータの検証はあまりされていなかったのではないかと思います。ひょっとしたらLRICモデルとかで、何か検証していたかもしれませんが、普通に考えれば、あまりやっていたのではないかという推測が成り立つかなと思います。

また、第1次報告書によると、2008年度（平成20年度）見直しの際の推計、そして2015年度（平成27年度）末の実績の推計を比較した表を載せていて、それによると架空ケーブルは7年間で4年、地下ケーブルは7年間で5年ほど延びたという結果が公表されております。

あと、すみません、もう1点申し訳ございません。先ほどNTT西日本からのご説明で、耐用年数見直しに伴って補正申請されるという言葉があったかと思えます。他の事業者がいらっしゃいますので、誤解のないよう予め申し上げておきますが、補正申請と通常言いますと、申請されていた内容を一部修正して速やかに認可する、すなわち改めての諮問は行わないというプロセスを想像される方がいらっしゃるのではないかと思います。今回の耐用年数の見直しに伴う接続料の変更の申請につきましては、ちょっとそういう方法では、プロセスとして不足の可能性もあるかなと考えておりますので、改めての諮問を含めて検討するのかなと思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかに。

【酒井構成員】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、酒井構成員。

【酒井構成員】 今の「真に」という表現に関しては、私、全く相田先生の意見に賛成です。何が真なのかというのは、例えば、光の速さでそれ以上速くはできないというのは真かもしれませんが、経済的な話ではそれほどのものとは思わないので、よろしくお願ひしたいと思います。

証拠についても、もう少し工夫して書いていただければと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、オブザーバーの方でご意見がございましたらお願いします。

それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。

耐用年数に関しましては、こちらの見直しはN T Tの経営情報にもかかわるといところで、なかなかスケジュール感が全く見えていない状況で、もやもやしたところもありましたが、今回、2019年度期首から見直しをしていただきましてありがとうございます。この見直しの結果に関しましては、詳細は我々、分からないところもありますので、感覚的にはもうちょっと延びるのではないかなというのもあり、またある時期に見直しが必要ではないかという感覚は持っていますが、とはいえ、かなり大きな変更ではあると思いますので、これが接続料金というか原価にどれぐらい影響があるのかといところは、早めに知りたいなといところがございます。できれば年内の早い時期に、そのあたり、金額・コストへの影響といったところも、開示というかできるだけ早く教えていただければと思っています。

補正の範囲のところについても、非常に気になっていましたが、先ほど総務省からお話がありましたけども、こちら、いつ頃という点は、また議論されるといところですよ。

それから未利用に関しましては、時系列のデータがないとやはり議論できないといところは初めから想定していましたが、それが現時点でないとい点、ここは非常に残念なところですよ。しかし、ないものは仕方ないといところで、今後これを蓄積した上で、また議論していくという話ですが、この後の検証のスケジュール感がまだよく見えていないところがあります。この蓄積を行って行って、5年、6年たったらまた見直しましょうといことでは、ちょっとうんざりしてしまいますので、このあたりのスケジュール感ももう少し詰めさせていただければなと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。

何かご回答等がございますでしょうか。

事務局、お願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 今後の検討スケジュールという話ですが、現時点ではまだ何も決まっておられません。もし、ご意見ご要望があれば、それも踏まえてまた検討するということでもあるでしょうし、ただ、時系列のデータの蓄積となると、時系列の間隔にもよります。半年ごとなのか、一番細かいのはひと月というのも考えられますが、あまり現実的ではないと思えますし、1年ごとだとすれば、1年経たないと見えてきません。

1年たったら次は見えますが、それでも2年分しかないので、どれくらい経過すれば適当かというようなシミュレーションがあると思えます。どこまで、今の時点で報告書に書け

るかというところも含めて、よく考えないといけないのではないかと考えていますので、ぜひご意見等ありましたらお伺いしたいと思っています。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

耐用年数が延びることによって、接続料の改定に当たっては、他の場で議論されるわけですね。

【大磯料金サービス課課長補佐】 はい。

【辻座長】 そのような場で情報を共有させていただきますと、細かい情報が入ってきますので、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

【KDDI】 ちょっとよろしいですか。

【辻座長】 それではKDDI。

【KDDI】 耐用年数のところで、少し確認したい点があります。今回、架空のところは15年から20年に見直していますが、分岐の部分と引込線も、現行15年になっていると思います。そこも今回あわせて見直しているのか、そこはまた別なのかというところが1点確認したいのと、あと補正申請に係るスケジュール感について、仮に6月に補正申請があるとすると、通常のパブコメを経るのであれば8月頃に認可のかなという印象を受けますが、何かそのあたりで決まっているスケジュールがあれば教えてください。

【辻座長】 最初にNTT東日本・西日本からご回答をお願いします。

【NTT西日本】 ここでも書かせていただいているとおり、あくまでも将来原価方式で算定している料金ということで、ご質問いただいた実績原価で算定している機能につきましては、分岐端末回線部分も含め、会計年度という考え方で言うと、2019年度の見直しが反映されるのはその2年後の接続料金に反映する形になります。

【KDDI】 見直してはいるのでしょうか。

【NTT東日本】 結論から言うと反映されるということです。

【KDDI】 了解です。

【辻座長】 それでは、総務省から回答をお願いします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 今後の補正申請と呼ぶのか、改めての再申請と呼ぶのか、ということはありませんが、接続料の修正に向けての手續について、まずは認可というものは、申請があつてからのプロセスですので、申請がいつされるかというのは、一義的には、NTT東日本・西日本のご判断になりますが、それはそれとして見通しというこ

とで私の思いを述べると、なるべく速やかに進めていければよいと考えております。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは相田構成員。

【相田座長代理】 先ほどの必要不可欠という言葉に関して、やはり接続料についてこれまで経済合理性というか経済的にと見てきたところに対して、ソフトバンクからもご指摘があったように電力託送料金とか、昨今別の分野では、必要不可欠性というのをより厳密に考える必要が出てきたというところは、多分これから報告書をまとめるに当たり、その言葉の使い方にちょっと注意する必要があるのかなと思います。以前の報告書でこの言葉を使ったか、私も記憶になかったところですけど、以上、コメントです。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、いろいろ議論していただきましてありがとうございました。これにて本日の公開の議事というのはここまでとさせていただきます。固定通信の接続に関しましては、昨年9月に第2次報告書取りまとめ以来、7回にわたり検討を重ねてまいりました。元々、今年の夏ごろに次の第3次報告書案を検討するという予定でおりましたので、事務局におかれましては、そろそろその方向に向かって準備をしていただければありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

今後の報告書案の作成についても、本日の議論を参考にしていきますが、本日の議論につきまして、構成員から追加で議論がありましたら、6月6日の木曜日までにメール等で事務局にご送付願えればありがたいと思います。

それでは、最後に次の会合につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 公開議事はここまでということで、本日はありがとうございました。次回の会合は、6月7日金曜日17時からで調整しておりますが、ここでは移動通信の接続に関する検討を考えております。固定通信の接続に関する検討は、今のところ次回は6月28日を想定しております。いずれにせよどちらの会合も、通常どおり別途事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページでもご案内したいと考えております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、一応ここで、これ以降は非公開議事といたします。それでは、オブザーバー、傍聴者の皆さん、退席のほどよろしく願いいたします。

(以下、非公開議事)